

資料 6

介護施設、在宅医療等の新たなサービス必要量の
推計方法について

在宅医療等の新たなサービス必要量の考え方について

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、医師の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け果実費の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における総合的な需要目標・見込み量を設定する。



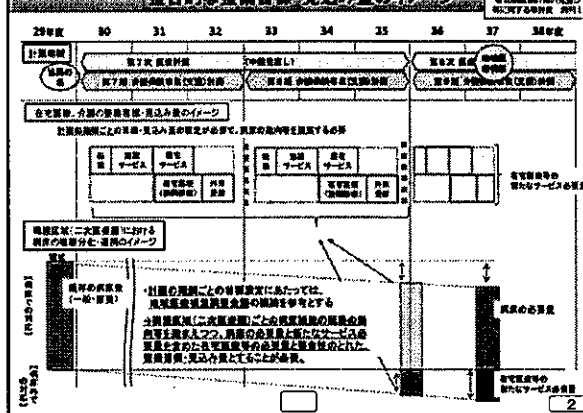
(介護の対応)	介護費用 からの転入	医療費 からの転入	医療サービス (特養、老健)	介護サービス	※
	その他(※) $\rightarrow$ サービスの組み合わせ				
(医療の対応)			在宅医療 (訪問診療)	療養 介護	

〔注〕その後、介護期間の要介護減額減額者が要介護減額率の減額を受ける場合、支那の居住環境、家族構成、家族構成等による生活費の減額があった場合などに、要介護減額の減額が行われる。

〔注〕外資系サービスを提供する者には、減額サービスを利用する者がある。

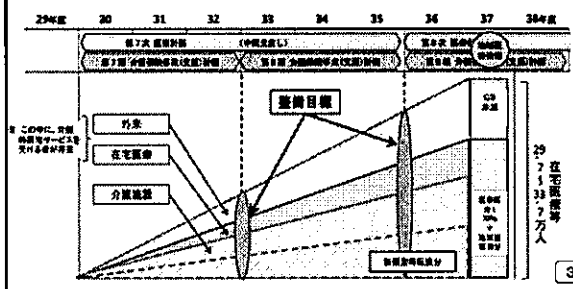
7

総合的な「国産品」のイメージ



本報医療社面と介護保健事業社面の業務提携の関係について

- ・在宅医療等の新たなサービス必要量は、2025年に掲げて、約30万人程度となると推計、
- ・これらの受け皿としては、療養病床の転換等による在宅医療、介護施設の整備の他、一般病床から在宅医療等に対応するものについては、外来医療等に対応することが考えられる。
- ・対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に広げた、常勤全職員日額・専任看護士を立てる必要がある。



2025年に向けての人生設計の重要性について

- ・2025年に向け、在屯医療の需要は、「高齢化の進展」や「地域医療連携による病状の機能分化・連携」により大きく増強する見込み。
- ・こうした需要の増大に確実に対応していくための提供体制を、都道府県・市町村、関係機関が一体となって構築していくことが必要。

